解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十日

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉県建設業厚生年金基金

清算人　古郡　一成

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年一月二十三日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十日

福岡県久留米市東櫛原町一四四二番地

清算法人久留米市東櫛原土地改良区

代表清算人　淵上　弘義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市唐丹町字上荒川三一番地

一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　雲南　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

事務所岩手県釜石市大只越町一丁目六番九号田代司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　小井土祥子

（職名　田代　祥子）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市港町三丁目一七番、最後の住所茨城県土浦市白鳥町九七八番地一六三

被相続人　亡　小竹　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

事務所茨城県土浦市木田余西台二番六六―一〇三号風間・奥庭法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥庭　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市半田二八〇三番地、最後の住所群馬県渋川市半田三四六三番地

被相続人　亡　加藤クニ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

事務所群馬県前橋市川原町一―五七―三風の詩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増田　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区加倉四丁目二番、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区上里二丁目五番一四号シティハイムサカエB二〇一、住民票上の最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区加倉四丁目二番四三号

被相続人　亡　代田　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三―一七―二一　高砂武蔵ビル四〇三　高篠・柿沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柿沼　佑一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市南大塚一丁目二番地二七、最後の住所埼玉県川越市新宿町三丁目二〇番地六川越ビューハイツ四一四号室

被相続人　亡　古牧　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一弁護士法人川越法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐柄木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市岬町中原一二七二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙地　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮二八二一番地一　片岡ビルC　上総一宮司法書士事務所

相続財産管理人　小池　達

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区野方四丁目九一七番地、最後の住所福島県須賀川市大久保字宮田二九番地

被相続人　亡　鈴木　孝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

東京都練馬区豊玉北六丁目一四番一号川上ハイツ一階練馬・市民と子ども法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　美和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市森崎四丁目九番、最後の住所神奈川県横須賀市森崎四丁目九番八号

被相続人　亡　大堀　好榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田三三四八―一　第二吉田ビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　中尾　繁行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区自由が丘三丁目六番、最後の住所横浜市鶴見区上末吉二丁目一一番七号

被相続人　亡　山田　恭郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

横浜市中区海岸通三丁目一三番地一

相続財産管理人　弁護士　松井　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市古寺一三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大久保吉一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

新潟県長岡市豊田町九番地一六、事務所新潟県長岡市南町一丁目二番三五号

相続財産管理人　大野　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市高松フ七一番地、最後の住所石川県かほく市高松オ二三番地八

被相続人　亡　羽田　義明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

石川県金沢市大手町六番二六号

相続財産管理人　弁護士　沖野　陽平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市南区西町二二五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野末　照雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十日

事務所静岡県浜松市浜北区小松三四一番地

司法書士浜北総合事務所

相続財産管理人　髙林　利次